

青森県報

第千百十八号

令和八年
九月十六日
(水曜日)

目 次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) …… 二
- 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催……………(畜 産 課) …… 二
- 証紙売りさばきの廃止……………(会 計 管 理 課) …… 二
- 証紙売りさばき人の指定……………(同) …… 三

公 安 委 員 会

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会 計 課) …… 三

告 示

青森県告示第四百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法

第七十八条第二号の規定により公示する。

令和八年九月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う事業所		廃止の届出年月日	
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	名称	所在地	年月日	年月日
一般社団法人 福泉会	三戸郡南部町大字久井字剣大	訪問介護	三戸郡南部町大字久井字剣大	ホームケアセンター	三戸郡南部町大字久井字剣大	令和八年八月三十一日	令和八年八月三十一日
一般社団法人 福泉会	三戸郡南部町大字久井字剣大	通所介護	三戸郡南部町大字久井字剣大	デイサービスセンター	三戸郡南部町大字久井字剣大	令和八年八月三十一日	令和八年八月三十一日

青森県告示第四百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年九月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハッピー調剤薬局十和田西金崎店	十和田市西二十三番町六〇の一九	令和八年九月一日

青森県告示第四百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和八年九月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
一真堂薬局売市店	八戸市大字売市三丁目一の三〇	令和 八・七・三

青森県告示第四百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年九月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
かなで薬局	八戸市青葉二丁目一一の一〇	令和 八・九・一
一真堂薬局売市店	八戸市大字売市三丁目一の三〇	八・八・一

青森県告示第四百九十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第十五十七号)第二条第二項の規定により告示する。

令和八年九月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 開催期間

令和八年十一月四日から同月二十七日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

二 開催場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所(上北郡野辺地町)

三 講習人員及び受講対象者

十人。ただし、牛について家畜人工授精講習会修業試験に合格した者又は家畜人

工授精師の免許を有する者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて令和八年十月二日までに所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第四百九十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和八年八月三日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

つがる市柏広須藤枝二〇の二
小関 賢一

二 売りさばき場所

つがる市柏広須藤枝二〇の二

青森県告示第四百九十二号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和
三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和八年九月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

つがる市柏広須藤枝二〇の一
有限会社小関商事

二 売りさばき場所

つがる市柏広須藤枝二〇の一

三 指定年月日

令和八年九月八日

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令
第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年九月十六日

青森県警察本部長 安 田 貴 司

一 物品等の名称及び数量

青森県警察県内WAN通信機器等賃貸借契約（R八・二〇二六）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年九月四日

五 落札者の名称及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 落札金額

二百四十六万九千五百円

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者
で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を
落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年七月二十四日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭